

活かしてナンボの会計

事業承継の進め方

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdnpcpa.or.jp> E-mail : soumu@sdnpcpa.or.jp)



1. コーポレートガバナンス・コードの改正

コーポレートガバナンス・コードとは、上場企業が守るべき行動規範を示した企業統治の指針を意味し、日本では平成27年に東京証券取引所(以下、「東証」とする)と金融庁が「日本版コーポレートガバナンス・コード」(以下「コード」とする)を制定し、同年6月から適用が開始されている。東証及び金融庁は、コードの改定に係る有価証券上場規定等の一部改正を行い、今年6月1日から施行された。

この改正により、取締役会に対し「最高経営責任者(CEO)等の後継者の計画(プランニング)」について適切な監督を求めている補充原則4-1③が、「取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者計画(プランニング)の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである」とされ、企業の維持存続のために必須である後継者の養成が、現経営者の責務であることが明記された。

東証の公表した「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況」によると、コードの補充原則4-1③に従い後継者計画を策定している会社は、東証一部・二部上場企業2540社のうち2200社(平成26年12月)で、その割合は86%超となっている。

一方、日本において380万社を超える中小企業では、中規模企業でも後継者の決定にすら至っていない70歳以上の経営者が4割以上存在する(中小企業庁委託「企業経営の継続に関するアンケート調査」(2016年11月(株)東京商工リサーチ))とされており、後継者計画が存在する中小企業は、半数にも満たないものと想像される。

2. 後継者選定の前準備

平成28年12月に中小企業庁より公表された「事業承継ガイドライン」について(以下、「ガイドライン」とする)では、事業承継を円滑に進めるため必要な準備プロセスとして、次の5段階のステップがあげられている。最初に、①経営者が早期に事業承継に向けた準備の必要性を認識し、②自社の経営状況や経営課題等を把握するとともに、③それを踏まえた経営改善を行う。その後、④引き継ぐ相手が親族や従業員の場合には、事業承継計画を策定し、事業を引き継いでもらう。また、⑤適当な後継者が見つけれない場合は、外部の売却先を見つけ、事業を第三者に引き継いでもらう。

ガイドラインでは、経営改善まで言及しており、承継してもらえるような事業であることが事業承継の大前提なのである。後継者候補にとってみれば、たとえ子供であっても、親の事業を継ぐよりも、もっと安全で有利な選択肢があれば、有利な先を選んで、その子供を責めることはできないのではないだろうか。

経営者としては、自社の経営状況等を「見える化」し、課題があればそれを解決した上で事業を引き継いでもらえるようにと考えることが重要である。自社の経営状況の把握、「見える化」するためには、不動産の貸借、資金貸借、個人保証等の会社と経営者個人の関係の明確化、適正な決算処理、各種資産管理や部門別収益管理等の管理会計の徹底等があげられる。事業承継の課題の把握、「見える化」については、後継者候補の有無の確認、親族内株主や取引先との関係、相続財産の特定や税額の試算等があげられる。事業が引き継ぐに値するものであって、かつ、相続争いが発生することなく多額の相続税の負担がないといった条件が整わない限り、後継者にとって事業承継は困難なのである。

以前、本コラムで紹介した民法特例や納税猶予制度では、相続争いを回避することと相続税の軽減は可能であるが、将来も安定的に収益を計上できるような事業であることが、事業承継にとっても最も重要なことなのである。